

**海上保安庁
新型インフルエンザ対策行動計画**

平成20年3月
(平成21年3月改定)

海上保安庁

【目次】

第1章 総則

1 目的	1
2 用語の解説	1
(1) 新型インフルエンザ	
(2) パンデミック	
(3) プレパンデミックワクチン	
(4) パンデミックワクチン	
(5) 新型インフルエンザの発生段階	
3 基本方針	2
4 行動計画の見直し	3

第2章 新型インフルエンザ発生への備え<前段階(未発生期)の対策>

1 感染防止資器材等の整備	3
2 関係機関との連携強化	4
(1) 中央レベル	
(2) 地方レベル	
3 情報提供等	4
(1) 庁内職員に対する情報提供等	
(2) 関係団体に対する情報提供等	
4 ワクチンの接種体制の整備	5
5 業務継続計画の策定	5

第3章 新型インフルエンザが発生した場合の対応体制

1 対応体制の強化<第一段階(海外発生期)以降>	5
(1) 政府における体制の強化	
(2) 海上保安庁新型インフルエンザ対策本部の設置	
(3) 管区海上保安本部における新型インフルエンザ対策本部の設置	
2 船舶等への情報提供<第一段階(海外発生期)以降>	6

第4章 海上保安業務実施上の対応

1 緊密な情報連絡<第一段階(海外発生期)以降>	7
2 新型インフルエンザ対策の実施	7
(1) 在外邦人の帰国のための航空機・巡視船の派遣<第一段階(海外発生期)以降>	
(2) 密入国者に対する監視取締りの強化<第一段階(海外発生期)以降>	
(3) 検疫の強化に伴う警戒警備の実施<第一段階(海外発生期)以降>	
(4) 船艇・航空機による感染者等の搬送 水際対策実施機関からの要請に基づく搬送<第一段階(海外発生期)以降> 都道府県等からの要請に基づく搬送<第二段階(国内発生初期)以降>	
3 感染防止対策の徹底<第一段階(海外発生期)以降>	10
(1) 船舶へ乗船する場合における感染防止対策	
(2) 捜査活動時における感染防止対策	

- 4 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等 < 第一段階(海外発生期)以降 > …… 11
 - (1) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与
 - (2) 積極的疫学調査への協力

第5章 海上保安業務を継続するための対応

- 1 庁内職員への対応 < 第一段階(海外発生期)以降 > …… 11
 - (1) 庁内職員への注意喚起及び指導
 - (2) 海外渡航者への注意喚起
 - (3) 海外在住職員等の安否確認
- 2 ワクチンの接種 < 第一段階(海外発生期)以降 > …… 12
 - (1) プレパンデミックワクチンの接種
 - (2) パンデミックワクチンの接種
- 3 業務継続のための措置 < 第三段階(感染拡大期)以降 > …… 13
- 4 教育機関における対応 < 第二段階(国内発生初期)以降 > …… 13
- 5 小康期における対応 < 第四段階(小康期) > …… 13

第1章 総則

1 目的

本計画は、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」(平成17年12月(平成21年2月全面改定)、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議)(以下、「政府行動計画」という。)に基づき、海上保安庁が行うべき対応をあらかじめ定めておくことにより、新型インフルエンザが発生した場合における迅速かつ的確な新型インフルエンザ対策の実施に資することを目的とする。

2 用語の解説

(1) 新型インフルエンザ(出典:政府行動計画、厚生労働省HP「新型インフルエンザに関するQ & A」)

新型インフルエンザウイルスとは

新型インフルエンザウイルスとは、動物、特に鳥類のインフルエンザウイルスが人に感染し、人の体内で増えることができるように変化し、人から人へと効率よく感染できるようになったもので、このウイルス(新型インフルエンザウイルス)が感染して起こる疾患が新型インフルエンザである。

人間界にとっては未知のウイルスでほとんどの人は免疫を持っていないことから、容易に人から人へ感染して広がり、急速な世界的大流行(パンデミック)を起こす危険性がある。

過去の世界的な流行と予測

20世紀では、大正7年(1918年)に「スペインインフルエンザ」、昭和32年(1957年)に「アジアインフルエンザ」、昭和43年(1968年)に「香港インフルエンザ」、昭和52年(1977年)に「ソ連インフルエンザ」が流行した。これらはいずれも世界的に流行し、時に多くの死亡者(たとえば、「スペインインフルエンザ」において、世界では約4,000万人、わが国では約39万人が死亡)を出した。

こうした「新型インフルエンザ」は、10年から40年の周期で流行してきたが、次の新型インフルエンザがいつ出現するのか予測することはできない。なお、過去の例を見ても流行の季節は冬とは限らない。

流行規模及び被害想定

新型インフルエンザの流行した際には、全人口の約25%が罹患し、医療機関を受診する患者数は最大で2,500万人になると想定されている。過去に流行したアジア・インフルエンザやスペイン・インフルエンザのデータに基づき推計すると、入院患者は53万人～200万人、死亡者は17万人～64万人に達する。また、スペイン・インフルエンザにおいては3回の流行の波があり、新型インフルエンザについても1つの波が約2ヶ月続き、その後流行の波が2～3回あると考えられている。

これによる社会・経済的な影響としては、流行のピークが異なることから地域差や業態による差はあるものの、全国的に、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤するとともに、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の

停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。また、国民生活においては、学校等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等により社会活動が縮小するほか、食料品等の生活関連物資が不足するおそれもあり、あらゆる場面で様々な影響が出る事が予想される。

(2) パンデミック(出典:政府行動計画用語解説)

感染症の世界的大流行をいう。特にインフルエンザのパンデミックは、近年これがヒトの世界に存在しなかったためにほとんどのヒトが免疫を持たず、ヒトからヒトへ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

(3) プレパンデミックワクチン(出典:政府行動計画用語解説)

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスの変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在はH5N1亜型を用いて製造)

(4) パンデミックワクチン(出典:政府行動計画用語解説)

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

(5) 新型インフルエンザの発生段階(出典:政府行動計画)

政府行動計画では、新型インフルエンザが発生する前から、国内で発生し、パンデミックを迎え、小康状態に至るまでを5つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めている。5つの段階は、基本的に国における戦略の転換点を念頭に定めたものであり、各段階の移行については、WHOのフェーズの引き上げ及び引き下げを注視しながら、外国での発生状況や国内サーベランスの結果を参考にして、新型インフルエンザ対策本部が決定する。都道府県については、その状況に応じ柔軟に対応する場合もあり得るため、地域独自の対応が必要になる場合を考慮し、第三段階を3つの時期に小分類し、その移行については国と協議の上で都道府県が判断することとなっている。

発生段階	状 態
前段階(未発生期)	新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階(海外発生期)	海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階(国内発生早期)	国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階	国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
各都道府県	感染拡大期 各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
道断	まん延期 各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
府	
県	回復期 各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階(小康期)	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

3 基本方針

高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)による鳥から人へのインフルエンザ感染は、東南ア

ジアを中心に拡大しており、WHOのホームページによれば、平成21年3月11日現在で全世界で411名が感染し、そのうち256名が死亡と、高い死亡率が認められている。H5N1が変異し、人から人へ感染する新型インフルエンザが発生した場合には、人類はこれに対する免疫を持っていないため、短期間のうちに世界中に感染が拡大し、大きな健康被害と社会・経済的な混乱を引き起こす可能性が高いと言われており、その発生が危惧されているところである。

こうした状況を踏まえ、海上保安庁は、政府行動計画に基づき、関係機関との連携・協力を密にし、次に掲げる基本方針に従って、政府の一員として新型インフルエンザ対策の実施に万全を期すものとする。

< 海上保安庁の基本方針 >

新型インフルエンザによる国民の健康被害を最小限に留めるため、関係機関と連携した水際対策をはじめとする新型インフルエンザ対策を的確に実施することにより、国内での感染拡大を可能な限り抑止する。

国民の安全・安心を守り、社会機能を維持するため、海上保安官に対する感染防止対策等を徹底することにより、海上保安業務の継続的な遂行に万全を期す。

4 行動計画の見直し

新型インフルエンザの発生の時期や形態についての予測は常に変わること、新型インフルエンザ対策については随時最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があること等から、今後の情勢の変化等を踏まえて本計画を随時見直し、適時適切に修正を加えるものとする。

第2章 新型インフルエンザ発生への備え < 前段階(未発生期)の対策 >

1 感染防止資器材等の整備

海上保安庁は、新型インフルエンザ対策を安全かつ的確に実施するため、次のとおり感染防止資器材等の整備を推進するものとする。

社会機能の維持に関わる者である海上保安官への感染防止対策を的確に実施するため、マスク(サージカルマスク又は同等品)、手袋、石鹸、手指消毒用アルコールや消毒剤等を整備する。

水際対策等の新型インフルエンザに感染する可能性の高い業務に従事する海上保安官への感染防止に万全を期すため、個人防護具(マスク(N95又は同等品)、ゴーグル、手袋、ガウン(頭部カバー付防護服))や隔離搬送用資器材等を整備する。

政府行動計画の関係事項

[前段階] 予防・まん延防止【人への鳥・新型インフルエンザの感染防止対策】(水際対策)

- ・ 水際対策関係者のためのマスク、ガウン等の個人防護具、感染対策に必要な資器材の整備を行う。(関係省庁)

2 関係機関との連携強化

新型インフルエンザの発生に備え、中央レベルはもとより地方レベルにおいても関係省庁、地方自治体等の関係機関との間における連絡体制を確保するとともに、次により関係機関との連携を強化するものとする。

(1) 中央レベル

中央レベルにおいては、「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」、「国土交通省新型インフルエンザ対策推進本部」等に参画するとともに、政府の行う新型インフルエンザ対策に関する訓練等に参加し、関係省庁間の連携を強化するとともに、担当者の対応能力の向上に努める。

(2) 地方レベル

地方レベルにおいては、検疫所、地方自治体等の関係機関が行う新型インフルエンザ対策に関する会議や訓練等に積極的に参画し、関係機関との連携を強化するとともに、担当者の対応能力の向上に努める。

政府行動計画の関係事項

【前段階】実施体制と情報収集【国・地方自治体の連携強化と体制の整備】

- ・ 地方自治体との連携を強化し新型インフルエンザの発生に備え訓練を実施する。(内閣官房、全省庁)
- ・ 都道府県並びに保健所を設置する市及び特別区が自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関等と連携を進めるための必要な支援を行う。(厚生労働省、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁)

検疫に関するガイドラインの関係事項

【第2章】基本的事項 (3) 検疫の実施体制

検疫の着実な実施を図るため、検疫所長は(中略)入国管理局、税関、海上保安部署、空港管理会社、港湾管理者等、関係機関と連携しつつ、初動体制を日頃から構築しておく。このため、(中略)関係機関も参加して定期的な合同訓練等を実施する。

3 情報提供等

(1) 庁内職員に対する情報提供等

庁内職員に対して、新型インフルエンザ対策に関する情報を提供するとともに、関係機関の協力を得るなどして講習会等を開催し、新型インフルエンザ対策に関する知識・技能の付与に努める。また、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」及び「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を周知し、職場等における感染防止対策の確立に努めるものとする。

(2) 関係団体に対する情報提供等

海上保安庁が所管する関係団体に対して、新型インフルエンザ対策に関する情報を提供するとともに、発生に備えた事前の準備を行うよう要請する。特に、社会機能の維持に関わる関係団体に対しては事業継続計画の策定を支援するものとする。

政府行動計画の関係事項

【前段階】社会・経済機能の維持【事業継続計画の策定促進】

- ・ 事業者に対し、新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染防止対策、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう要請する。特に社会機能の維持に関わる事業者による事業継続計画の策定を支援する。(関係省庁)

4 ワクチンの接種体制の整備

プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチンの先行的な接種は、海上保安業務の継続を確保し、国民の安全・安心を守るうえで必要不可欠であることから、政府における検討結果等を踏まえ、円滑にワクチンを海上保安官等へ接種するための体制整備を進めるものとする。

政府行動計画の関係事項

【前段階】ワクチン【接種体制の構築】

- ・ ワクチンの接種が円滑に行われるよう、国民的な議論を踏まえ、都道府県や業界団体の協力を得て、接種の対象者や順位を明らかにする。(厚生労働省、関係省庁)
- プレパンデミックワクチンの接種の対象となる医療従事者及び社会機能の維持に関わる者の具体的な範囲や接種順位を策定する。
- プレパンデミックワクチンの接種が必要な者の数を把握する。
- 全国民を対象としたパンデミックワクチンの接種順位を検討する。

5 業務継続計画の策定

新型インフルエンザが発生した場合における海上保安業務の継続的な遂行を確保するため、「新型インフルエンザ海上保安庁業務継続計画」(仮称)の策定を進めるものとする。

政府行動計画の関係事項

【前段階】実施体制と情報収集【国・地方自治体の連携強化と体制の整備】

- ・ 国における取組体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や発生時に備えた中央省庁業務継続計画の策定等を進める。(内閣官房、全省庁)

第3章 新型インフルエンザが発生した場合における対応体制

1 対応体制の強化 < 第一段階(海外発生期)以降 >

(1) 政府における体制の強化

新型インフルエンザが発生した場合(WHOがフェーズ4の宣言を行った場合)には、政府に内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ対策本部(以後、「政府対策本部」という。)が設置され、また、発生の疑いが強まった場合には、必要に応じて内閣総理大臣が主宰する「新型インフルエンザ対策関係閣僚会議」が開催され、政府の対処方針が決定されることから、海上保安庁は、政府の一員として、政府対策本部等において決定される対処方針に従い、新型インフルエンザ対策を強力に推進するものとする。

政府行動計画の関係事項

【第一段階】実施体制と情報収集【政府の体制強化】

- ・ 海外において新型インフルエンザが発生した疑いがある場合には、内閣危機管理監が関係省庁と緊急協議を行い、内閣総理大臣に報告するとともに、速やかに「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、政府の初動対処方針について協議・決定する。(内閣官房、全省庁)
- ・ WHOがフェーズ4の宣言を行った場合には、内閣総理大臣及びすべての国務大臣からなる「新型インフルエンザ対策本部」を設置を設け、水際対策等の初動対処方針について協議・決定する。(内閣官房、全省庁)
- ・ WHOがフェーズ4の宣言を行っていない場合であっても、海外において新型インフルエンザが発生した疑いが強く、政府としての対策を総合的かつ協力的に推進する必要があると判断される場合には、必要に応じ、内閣総理大臣が主宰し、全ての国務大臣が出席する「新型インフルエンザ対策関係閣僚会議」を開催し、水際対策等の初動対処方針について協議・決定する。(内閣官房、全省庁)
- ・ 新型インフルエンザ対策本部は、諮問委員会の意見を踏まえ、水際対策等に関する基本的対処方針を決定する。(内閣官房・全省庁)

(2) 海上保安庁新型インフルエンザ対策本部の設置

新型インフルエンザが発生した場合又は海上保安庁長官が必要と認める場合には、本庁に海上保安庁長官を本部長とする海上保安庁新型インフルエンザ対策本部(以下「本庁対策本部」という。)を設置し、政府対策本部及び国土交通省に設置される対策本部等と緊密な連携を図りつつ、発生段階に応じた新型インフルエンザ対策を強力に推進するものとする。

(3) 管区海上保安本部における新型インフルエンザ対策本部の設置

本庁対策本部が設置された場合には、各管区海上保安本部に管区海上保安本部長を本部長とする管区新型インフルエンザ対策本部(以下「管区対策本部」という。)を設置し、本庁対策本部及び地方自治体等の関係機関と緊密な連携を図りつつ、それぞれの地域の状況及び発生段階に応じた新型インフルエンザ対策を強力に推進するものとする。

2 船舶等への情報提供< 第一段階(海外発生期)以降 >

政府対策本部等から公表される情報に基づき、必要に応じて、航行警報等を発出し、船舶等へ新型インフルエンザに関する情報を提供するものとする。

また、同様に、沿岸域情報提供システム(MICS)によっても情報を提供するものとする。

< 主な情報提供のタイミング >

政府対策本部から我が国における戦略の転換点を示す「発生段階」が公表された時

新型インフルエンザが発生した国・地域において船舶の入出港に制限措置がとられた時

政府対策本部等から検疫港の集約が公表された時

政府行動計画の関係事項

[第一段階] 情報提供・共有 [情報提供]

- ・ 各国の発生状況等を詳細に情報提供し、国民への注意喚起を行う。また、関係省庁のホームページ

の内容等について随時更新する。(関係省庁)

水際対策に関するガイドラインの関係事項

【第5章】検疫の実施 1. 検疫実施空港・港の集約化 (3) 各機関等の対応

海上保安庁は、航行警報等により、船舶に対して検疫の強化に関する情報を提供する(以下略)。

第4章 海上保安業務実施上の対応

1 緊密な情報連絡<第一段階(海外発生期)以降>

本行動計画に基づき新型インフルエンザ対策を安全かつ的確に実施するためには、関係省庁、地方自治体等の関係機関との緊密な情報連絡が必要不可欠であることから、業務執行中において、新型インフルエンザに感染した又は感染したおそれのある者(以下「感染者」という。)がいるとの情報を入手し、又は認めた場合には、直ちに検疫所、地方自治体等の関係機関に連絡するとともに、本庁対策本部に報告するものとする。

本庁対策本部は、直ちに当該情報を政府対策本部等に報告し、関係機関との緊密な連携の下、当該感染者に対応するものとする。

検疫に関するガイドラインの関係事項

【第2章】基本的事項 (5) 関係機関等との連携 3) 海上保安部署の対応

海上保安部署は、船舶等から新型インフルエンザに感染している可能性がある者に関する情報を入手し、又はこれを認めた場合には、速やかに検疫所に連絡し、必要な助言を受けるとともに連携を強化する。

2 新型インフルエンザ対策の実施

(1) 在外邦人の帰国のための航空機・巡視船の派遣<第一段階(海外発生期)>

海外において新型インフルエンザが発生した場合において、発生国・地域からの帰国を希望する在外邦人の輸送のため、政府対策本部の決定を踏まえ、外務大臣から航空機、巡視船の派遣について協力要請があった場合には、輸送の安全が確保されていることを前提として、業務に支障の生じない範囲において、積極的に協力するものとする。

政府行動計画の関係事項

【第一段階】予防・まん延防止(在外邦人支援)

定期航空便の運航停止後、在外邦人について、発生国の状況を踏まえ、国内への受入体制(検疫、停留場所等)に留意しつつ、直ちに代替的帰国手段の検討を行い、対処方針を決定する。(外務省、厚生労働省、国土交通省、防衛省、海上保安庁)

水際対策に関するガイドラインの関係事項

【第3章】帰国を希望する在外邦人の支援

(2) 帰国手段 4) 海上保安庁の航空機・巡視船の派遣

海上保安庁の航空機等を使用する場合、新型インフルエンザ対策本部の決定を踏まえ、外務省から邦人輸送について協力要請を行う。ただし、海上保安庁の航空機・巡視船の輸送能力は限定的であり、巡視船の場合、一定の日数がかかることに留意する必要がある。

海上保安庁の航空機等についても、自衛隊機等の場合と同じく、輸送の安全を確保するための条件を満たすことが必要である。

(2) 密入国者に対する監視取締りの強化<第一段階(海外発生期)以降>

新型インフルエンザに感染した密入国者により、我が国に新型インフルエンザウイルスが持ち込まれることも懸念されることから、発生国・地域からの密入国が予想される場合には、関係機関と緊密な連携を図りつつ、海上における監視警戒を強化するとともに、十分な感染防止対策を講じた上で、発生国・地域を発航又は経由し我が国に入港する船舶に重点をおいた立入検査を実施するなど、密入国者に対する監視取締りを強化し、水際においてできる限りの封じ込めを図るものとする。

< 政府行動計画の関係事項 >

[第一段階] 予防・まん延防止【水際対策】(密入国者対策)

- ・ 発生国からの密入国が予想される場合、取締機関相互の連携を強化するとともに、密入国者の中に感染者又は感染が疑われる者がいるとの情報を入手し、又は認めたときは、検疫所等との連携を確保しつつ、感染防止策を講じた上、所要の手続きをとる。(法務省、警察庁、海上保安庁)
- ・ 発生国から到着する航空機・船舶に対する立入検査、すり抜けの防止対策、出入国審査場やトランジットエリアのパトロール等の監視取締りの強化を行う。(法務省、警察庁、海上保安庁)
- ・ 感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動を強化する。(警察庁、海上保安庁)

(3) 検疫の強化に伴う警戒警備の実施<第一段階(海外発生期)以降>

集約化された検疫実施港及びその周辺海域等において、混乱による不測の事態の発生が予測される場合には、これを防止するため、必要に応じた警戒活動を実施するものとする。

船舶において検疫法に基づく停留措置がとられた場合には、乗組員の脱船等のトラブルの発生が懸念されることから、検疫所から要請を受けた場合又は必要と判断される場合には、速やかに本庁対策本部に報告するとともに、十分な感染防止対策を講じた上で、業務に支障の生じない範囲において、所要の警戒警備を実施するものとする。

政府行動計画の関係事項

[第一段階] 予防・まん延防止【水際対策】(検疫体制の強化)

- ・ 厚生労働省は、関係省庁と協議の上、発生国から来航する船舶・航空機については、検疫法に基づき、その状況に応じて事前に国内検疫実施場所を指定し、集約化を図ることを検討する。(厚生労働省、国土交通省)
- 旅客機等については、成田、関西、中部及び福岡空港で、貨物専用機については検疫飛行場での対応を検討する。
- 客船については横浜港、神戸港及び関門港等で対応する。
- 貨物船については、検疫集約港以外の検疫港でも対応する。ただし、その積載物等により集約することが困難である場合には、感染拡大のおそれに留意しつつ、別途関係省庁において対応を検討するも

のとする。

- ・ 検疫体制の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を実施する。(警察庁・海上保安庁)

水際対策に関するガイドラインの関係事項

[第5章] 検疫の実施 1. 検疫実施空港・港の集約化 (3) 各機関等の対応

海上保安庁は(中略)、集約化された検疫実施港及びその周辺海域等において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動を行う。

2. 濃厚接触者等に対する停留措置 (3) 停留対象者への対応方針

海上保安庁は、船舶において停留措置がとられた場合には、検疫所からの要請等に基づき、巡視船艇・航空機等による警戒警備を実施する。

(4) 船艇・航空機による感染者等の搬送

水際対策関係機関からの要請に基づく搬送<第一段階(海外発生期)以降>

新型インフルエンザウイルスが我が国に持ち込まれることを阻止するためには、検疫等の水際対策の実施が極めて重要となる。このため、検疫所をはじめとする水際対策関係機関から船艇・航空機による感染者等の搬送要請を受けた場合には、速やかに本庁対策本部に報告するとともに、十分な感染防止対策を講じた上で、業務に支障の生じない範囲において、積極的に協力するものとする。

検疫に関するガイドラインの関係事項

[第3章] 3. 船舶の検疫について 5) 患者等に係る措置

ウ 沖合にある船舶からの搬送

- ・ 検疫所長は、臨船検疫中又は沖合で停留中の船舶から患者等を搬送する必要がある場合には、搬送時の安全を確保するため、当該船舶を着岸させた後に患者等を搬送することとする。
- ・ ただし、着岸できない場合又は患者等が重篤であるため着岸させる暇がない場合は、海上保安部署等に対して患者等の搬送を要請する。
- ・ 海上保安部署等に対して患者等の搬送を要請した場合には、搬送に従事する者に対し、感染防止策、搬送後の消毒、職員の健康管理等について助言を行うとともに、必要に応じ、資器材等の提供を行う。

都道府県等からの要請に基づく搬送<第2段階(国内発生初期)以降>

地域封じ込め等の新型インフルエンザ対策を実施中の関係省庁や都道府県から、離島等への抗インフルエンザウイルス薬や救援物資等の搬送要請があった場合には、速やかに本庁対策本部に報告するとともに、十分な感染防止対策を講じた上で、業務に支障の生じない範囲で、積極的に協力するものとする。

感染拡大防止に関するガイドラインの関係事項

[別添] 新型インフルエンザの地域封じ込めについて

5 地域封じ込めにおける関係者の役割 自衛隊・海上保安庁

- ・ 海上保安庁は、関係省庁や都道府県から協力要請があれば、協議の上、離島等への抗インフルエンザウイルス薬や救援物資の輸送等を行う。

3 感染防止対策の徹底 < 第一段階(海外発生期)以降 >

(1) 船舶へ乗船する場合における感染防止対策

海上保安官は、業務の性質上、検疫を受けていない船舶等に対しても海難救助や立入検査等を行わなければならない。このため、感染者が乗船している可能性が高い、発生国・地域から来航し検疫を受けていない船舶や検疫法に基づく停留措置がとられている船舶に乗船する場合には、必要な个人防护具(N95マスク、手袋、ゴーグル、ガウン)を着用するとともに、サージカルマスクを携行し、会話をかわす立会人等に対してマスクの着用について協力を求めるなど感染防止対策に万全を期すものとする。

検疫を受けていない船舶に乗船するに際して、当該船舶が発生国・地域から来航したかどうか判然としない場合は、発生国・地域から来航したものとみなして対応するとともに、無線・電話等による対応が可能な場合には、これを積極的に活用する等、不要不急の乗船を回避するものとする。

また、上記 以外の船舶に乗船するに際しても、サージカルマスクや手袋を携行し、必要に応じて着用するものとする。

なお、検疫に関するガイドラインでは、検疫を受けていない船舶に乗船する関係機関に対して、検疫官から新型インフルエンザの発生状況や予防方法等の詳細な情報が随時提供されることとなっているので、留意のこと。

検疫に関するガイドラインの関係事項

【第3章】3. 船舶の検疫について (1)3)関係機関等への情報提供等

ア 検疫官は、海上保安部署等、入国を目的としているが、沖合を航行し検疫を受けていない船舶に乗船する関係機関に対して、新型インフルエンザの発生・流行地域、流行状況、伝播様式、症状、予防方法等の詳細な情報について随時提供を行う。

(2) 捜査活動時における感染防止対策

感染予防措置

被疑者その他の捜査対象者への対応に当たっては、乗船する船舶、居住地、海外渡航歴等から感染のおそれの有無を調査するほか、逮捕、留置の開始時にはその健康状態を聴取し、留置中においては、うがい、手洗い等の励行その他感染予防のための適切な指導を行うものとする。

また、部外者との面会においては、マスクの着用、必要に応じた面会の制限を行なうことにより感染の予防に努めるものとする。

感染拡大防止措置

留置中の被疑者が発症した場合は、関係機関への連絡及び本庁対策本部への報告を行うとともに、その指導の下に発症者を隔離又は入院させ、留置した施設の消毒、感染のおそれのある物品等の廃棄処分、留置中の他の被疑者等への感染防止措置その他感染の拡大の防止に必要な措置をとるものとする。また、当該施設における新規の留置の禁止、部外者との面会の禁止、感染症法上の関係機関による調査への協力をを行うものとする。

4 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等<第一段階(海外発生期)以降>

(1) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与

政府行動計画では、水際対策関係者が十分な個人防護具の装着なしに感染者に濃厚接触した場合(暴露感染した場合)には、抗インフルエンザウイルス薬を予防投与することになっていることから、海上保安官が十分な個人防護具の装着なしに濃厚接触したことが判明した場合は、直ちに本庁対策本部に報告するとともに、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の実施を診療所又は医療機関に要請するものとする。

新型インフルエンザは、発症する約1日前から感染力を有すると言われており、後日、被救助者、立入検査の立会人等が感染者であることが判明することもあることから、対応に当たっては十分に留意するとともに、後日、接触者が感染者であることが判明した場合には、上記の対応をとるものとする。

(2) 積極的疫学調査への協力

上記(1)及びの事態が発生した場合には、感染者への濃厚接触者として、都道府県等が実施する積極的疫学調査の対象となるので、調査が実施される場合には、これに協力するものとする。

政府行動計画の関係事項

【第1段階】予防・まん延防止【水際対策】(水際対策関係者の感染防止策)

- ・ 水際対策関係者に対して、プレパンデミックワクチンの接種のほか、個人防護具の着用、感染暴露後の抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等の感染防止策を講じる。(関係省庁)

抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドラインの関係事項

【第3章】3. 新型インフルエンザの暴露を受けた者に対する予防投与

3) 医療従事者等・水際対策関係者

医療従事者等・水際対策関係者への発症を予防することは、医療機能の維持や感染拡大防止のために重要であり、十分な感染防止策を行わずに、患者に濃厚接触したこれらの者は予防投与の対象とする。

ただし、有効性が確認された新型インフルエンザワクチンの接種を受けている場合は、予防投与は見合わせ、発熱等の症状が出現後すぐに、抗インフルエンザウイルス薬の治療投与を行うこととする。

第5章 海上保安業務を継続するための対応

1 庁内職員への対応<第一段階(海外発生期)以降>

(1) 庁内職員への注意喚起及び指導

政府対策本部等から公表される新型インフルエンザに関する情報を庁内職員(家族を含む。)に随時提供し、健康管理について注意喚起を行うとともに、「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」及び「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に基づき、発生段階に応じた感染防止対策の徹底を図るものと

する。

また、新型インフルエンザの発生地域においては、出勤時の体温測定を励行し、38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出勤せず、保健所等に設置される発熱相談センターの指示に従い、医療機関で受診するよう指導するとともに、職員やその家族が新型インフルエンザに感染した場合は、直ちに所属長に報告するよう指導するものとする。

< 主な感染防止対策 >

マスクの着用、うがい、手洗いの励行

咳エチケット(注)の徹底

不要不急の外出を避け、不特定多数の者が集まる場所に近寄らないこと

不要不急の会議や行事の自粛又は禁止

職場の清掃・消毒の励行 等

(注) 咳エチケット

- ・ 咳やくしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合、口を前腕部(袖口)で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染を低減することができるからである。
- ・ 呼吸器分泌物(鼻汁・痰など)を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。
- ・ 咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコールあるいはパック入りのアルコール綿を用意しておくことが推奨される。
- ・ 咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防止することができる。(出典:事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン)

(2) 海外渡航者への注意喚起

外務省が発出する渡航情報(感染症危険情報等)に基づき、新型インフルエンザの発生国・地域へ渡航する際は、やむを得ない場合を除き、延期・中止を検討するよう注意喚起を行うものとする。

(3) 海外在住職員等の安否確認

新型インフルエンザの発生国・地域又はその周辺国・地域に在住する職員や出張・旅行中の職員の安否を確認し、新型インフルエンザに関する情報に注意するよう指導するとともに、状況に応じて必要な指示を行うものとする。

2 ワクチンの接種<第一段階(海外発生期)以降>

(1) プレパンドミックワクチンの接種

政府行動計画では、新型インフルエンザが発生した場合には、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に先行的なプレパンドミックワクチンの接種が行われることになっていることから、水際対策等の新型インフルエンザに感染する可能性が高い業

務に従事する海上保安官を最優先として、本人の同意を得て、速やかにプレパンデミックワクチンの接種を行い、海上保安業務の継続的な遂行を確保するものとする。

(2) パンデミックワクチンの接種

先行接種したプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合には、供給が可能になり次第、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に先行的なパンデミックワクチンの接種が行われることから、この場合も上記(1)と同様の対応をとるものとする。

政府行動計画の関係事項

【第一段階】ワクチン【接種方針】

(プレパンデミックワクチン)

- ・ ワクチン製造会社による製剤化が済み次第、直ちにプレパンデミックワクチンの接種を決定し、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て接種を行う。(厚生労働省)

(パンデミックワクチン)

- ・ パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、接種を開始する。接種対象は全国民であるが、先行接種したプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合、まず医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人に同意を得て先行的に接種を行う。(厚生労働省)

3 業務継続のための措置<第三段階(感染拡大期)以降>

国内において新型インフルエンザの感染が拡大し、欠勤者が多くなった場合には、海上保安業務の継続を確保するため、優先度の高い業務に職員を集中させるとともに、隣接部署相互の連携・協力を強化する。

また、船艇・航空機の緊急出動態勢を確保するため、人命の安全や我が国の主権に係わるような優先度の高い業務に船艇・航空機の運用を集中させるほか、陸上職員の臨時乗船等の措置により必要な運航要員を確保するとともに、必要に応じて船艇・航空機を欠勤者が多い部署等へ派遣することなどにより、海上保安業務の継続的な遂行を確保するものとする。

4 教育機関における対応<第二段階(国内発生初期)以降>

全寮制教育を行っている海上保安大学校及び海上保安学校(門司分校及び宮城分校を含む。)においては、容易に感染が拡大するおそれがあることから、医務室等と緊密な連携を図りつつ、学生、研修生及び教職員に対する感染防止対策に万全を期すものとする。

5 小康期における対応<第四段階(小康期)>

小康期においても、第2波に備え、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、第2波により不足することが予想される感染防止資器材等を速やかに整備する。また、これまでの各段階における対策の評価を行い、本行動計画を見直す等の措置を講じるものとする。